

【 検 査 】

4 2 4 C₃、C₄（慢性糸球体腎炎）の算定について

《令和7年1月31日》

○ 取扱い

慢性糸球体腎炎に対するD015「8」C₃、C₄の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

慢性糸球体腎炎は糸球体の炎症により血尿や蛋白尿などの症状が1年以上持続する状態であり、様々な腎炎を包括する傷病名である。IgA腎症、膜性増殖性糸球体腎炎、ループス腎炎などの増悪期は低補体血症を呈する疾患を含むため、C₃、C₄は重要である。また、糸球体腎炎の確定診断に必要な腎生検時には、C₃、C₄の免疫染色とともに血清値の測定は必須である。

以上のことから、慢性糸球体腎炎に対するD015「8」C₃、C₄の算定は、原則として認められると判断した。